

富士宮市建設工事共同企業体取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、富士宮市が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の方式)

第2条 共同企業体を活用する場合には、次の各号のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 大規模かつ、技術的難度の高い工事の施工に際して、共同企業体による施工が必要と認められる場合において、当該建設工事ごとに結成する共同企業体をいう。
- (2) 経常建設工事共同企業体 優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力、施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。

第2章 特定建設工事共同企業体

(対象工事の指定)

第3条 富士宮市建設事業審議委員会（以下「委員会」という。）は、工事の規模、内容等を勘案して、特定建設工事共同企業体に発注する建設工事（以下「対象工事」という。）を指定する。

(構成員の数)

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とし、対象工事ごとに定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 対象工事に対応する工事種別について、富士宮市建設工事入札参加資格の認定を受けている者の組合せであること。
- (2) 対象工事に対応する工事種別の等級格付けが設けられている場合は、最上等級に格付けされた者及びそれに準ずる者の組合せであること。

(構成員の要件)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、当該対象工事の他の共同企業体の構成員になることはできない。

- (1) 対象工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (2) 対象工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな

いこと。

- (4) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (5) 富士宮市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 対象工事に対応する要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(結成方法)

第7条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率の最小限度基準)

第8条 特定建設工事共同企業体の構成員のうち、出資比率最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 2者の場合30パーセント以上
- (2) 3者の場合20パーセント以上

(代表者の要件)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 構成員中最大の施工能力を有する者で、その出資比率が最大であること。
- (2) 代表者の要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(委員会への諮問)

第10条 第6条第6号又は前条第2号の要件を別途定める場合には、入札参加資格設定調書(第1号様式)を作成し、あらかじめ、委員会に諮るものとする。

(資格の公告)

第11条 特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 特定建設工事共同企業体の構成員数、構成員の組合せ、構成員の要件、結成方法、出資比率及び代表者の要件
- (6) その他必要と認める事項

(資格審査申請)

第12条 資格審査の申請をしようとする特定建設工事共同企業体は、指定の期日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。ただし、第3号、第4号に掲げる書類は、第11条により必要と認める場合に提出するものとする。

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書(第2号様式)
- (2) 同種工事の施工実績表(第3号様式)
- (3) 配置予定技術者等の資格・工事経歴表(第4号様式)

- (4) 許可等の状況報告書（第5号様式）
- (5) 特定建設工事共同企業体協定書（第6号様式）の写し
- (6) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
- (7) 委任状（構成員の代表者に対するもの）
- (8) 競争入札参加資格の認定に必要とする資料
（資格認定）

第13条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の認定は、前条の書類により作成する入札参加資格審査申請者一覧表（第7号様式）の審査の上決定し、入札参加資格審査結果通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（競争入札参加資格が認定されなかった者に対する理由の説明）

第14条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格が認定されなかった者は、指定の期日までに、競争入札参加資格が認定されなかった理由について、書面を持参することにより、説明を求めることができる。

2 前項の説明を求められたときは、原則として、前項の指定の期日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、文書により回答するものとする。

3 説明を求めた者の競争入札参加資格を認定しようとするときは、前条の結果通知を取り消し、前項の回答と併せて、改めて資格を認定する旨の通知を行うものとする。

（契約方法等）

第15条 第11条の規定により公告を行った工事に係る契約の相手方の決定は、次の各号のいずれかにより行うものとする。

(1) 第13条及び前条第3項の規定により競争入札参加資格を認定された特定建設工事共同企業体の中から、競争に参加する者を指名し、指名競争に付すること。

(2) 第13条及び前条第3項の規定により競争入札参加資格を認定された特定建設工事共同企業体を対象に、一般競争に付すること。

2 前項第1号の場合において、指名競争入札に付する特定建設工事共同企業体の数が競争を確保するのに必要な数に満たないと認められるときには、第11条の手続きを経て、これを補充するものとする。

（存続期間）

第16条 特定建設工事共同企業体は、当該工事の完成後残務整理等に必要な期間として3か月以上存続するものとする。

（編成表の提出）

第17条 契約を締結した特定建設工事共同企業体は、契約の日から7日以内に特定建設工事共同企業体編成表（第9号様式）を市長に提出するものとする。なお、当該編成表の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。

第3章 経常建設工事共同企業体

(工事の発注方式)

第18条 工事の発注に当たっては、経常建設工事共同企業体を単体企業に準じて扱うものとする。

(構成員の数)

第19条 経常建設工事共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、かつ円滑な共同施工の実施に支障がないと市長が認めるときは、構成員の数を5者以内とすることができる。

(構成員の組合せ)

第20条 経常建設工事共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の要件を満たす中小企業による組合せであること。
 - (2) 富士宮市が執行する競争入札に参加する者に必要な資格(平成12年7月1日告示第1号。以下「資格告示」という。)に基づく入札参加資格を満たす者による同一の建設工事の種別ごとの組合せであること。
 - (3) 等級格付けが設けられている場合は、同一の等級又は直近等級に格付けされた者の組合せであること。ただし、下位の等級者に十分な施工能力があると判断される場合には、直近の2等級までに格付けされた者の組合せを認めることも差し支えないこと。
- 2 経常建設工事共同企業体の結成後に前項第3号に掲げる要件に合致しないこととなった場合において、当該共同企業体につき継続的な協業関係が維持されていると市長が認めるときは、当該共同企業体にかかる資格告示第1の3に期間内に限り、同号の要件に該当しているものとみなす。

(構成員の要件)

第21条 経常建設工事共同企業体の構成員は、資格告示第1の1④に規定する要件のほか、次の要件を満たす者とする。

- (1) 資格を申請する業種について資格告示第1の1の規定が満たされていること。
- (2) 資格を申請する業種について建設業法の許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 原則として資格を申請する業種について元請としての施工実績を有すること。
- (5) 原則として資格を申請する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(結成方法)

第22条 経常建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率の最小限度基準)

第23条 経常建設工事共同企業体の構成員のうち、出資比率最小限度基準は、次の各号に掲げる構成員の数に応じ、当該各号に定める割合以上とする。

- (1) 2者の場合30パーセント以上
- (2) 3者の場合20パーセント以上
- (3) 4者の場合15パーセント以上
- (4) 5者の場合12パーセント以上

(代表構成員)

第24条 経常建設工事共同企業体の代表構成員は、当該共同企業体の構成員において決定されたものとする。

(資格審査の申請)

第25条 資格告示第1の3に期間内における経常建設工事共同企業体の結成及びこれに係る入札参加資格の申請は、一つの一般の建設業者について1件の経常建設工事共同企業体に限り行うことができる。

- 2 入札参加資格の審査を申請しようとする経常建設工事共同企業体は、資格告示第1の2に定めるところにより資格告示に定める書類を市長に提出するものとする。
- 3 前項に規定する書類のうち、共同企業体協定書の写しを作成するに当たっては、経常建設工事共同企業体協定書(第6-2号様式)を参考とした協定書を締結するものとする。

(解散等)

第26条 経常建設工事共同企業体は、資格告示第1の3に期間内は、解散し、又は園構成員の組合せを変更してはならない。ただし、すべての構成員の同意があり、かつ、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 経常建設工事共同企業体の構成員は、資格告示第1の3に期間内は、当該企業体を脱退してはならない。ただし、すべての構成員の同意があり、かつ、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

第4章 雑則

第27条 この要領に定めるもののほか、建設工事に係る共同企業体の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

(附 則)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成30年6月7日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第10条関係）

入札参加資格設定調書

年 月 日作成

工事所管課 _____ 課

建設工事名				工 種	
建設工事場所	地内	工期	年 月 日	設計金額	
方 式	制限付き一般競争入札			構成員数	
建設工事概要					
公 告 日	年 月 日	申請書等の 提出期限日		年 月 日	
資格の認定日	年 月 日	入 札 日		年 月 日	
資 格 要 件	代表構成 員に求め るもの				
	その他の 構成員に 求めるもの				
資格要件の 設定理由	富士宮市特定建設工事共同企業体取扱要綱による。				
見込対象者数					
添 付 資 料	位 置 図 ・ 平 面 図 ・ 断 面 図				
そ の 他					

第2号様式（第12条関係）

建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

富士宮市長 宛

特定建設工事共同企業体の名称

代 表 者

住所

商号

氏名

その他構成員

住所

商号

氏名

このたび、連帯責任によって下記工事の共同企業体による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、競争入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 建設工事名

2 上記工事に伴う附帯工事

担当者氏名：

連絡先（ ）

第3号様式（第12条関係）

同種工事の施工実績表

入札参加を希望する工事名 _____

会社名 _____

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受 注 形 態 等	単 体 / J V (出資比率 %)
工 事 概 要 等	規 模 ・ 寸 法	
	構 造 形 式	
	使 用 材 料 ・ 数 量	
	設 計 条 件	
	そ の 他	

※ 過去において施工した工事を1件記載すること。

記載した施工実績を証明する書類を添付すること。（例：契約書の写し）

共同企業体で施工した場合は、共同企業体に係る協定書の写しを添付すること。

第4号様式（第12条関係）

配置予定技術者等の資格・工事経歴表

入札参加を希望する工事名 _____

会社名 _____

技術者の氏名		
最終学歴		
法令による免許		
工事経歴の概要等	建設工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	年月日～年月日
	受注形態等	単体 / JV（出資比率 %）
	従事役職	
	規模・寸法	
	構造形式	
	使用材料・数量	
	設計条件	
	その他	

※ 1 法令による免許については、免許を証明する書面の写しを添付すること。

第5号様式（第12条関係）

許可等の状況報告書

会社名 _____

項 目	内 容
建設業法第3条に規定する特定建設業の許可状況	(発注業種の許可状況 許可年月日・許可番号)
静岡県内に ある 営業所等 の 状 況	郵便番号 所在地 営業所の名称 営業所の代表者 氏 名
	郵便番号 所在地 営業所の名称 営業所の代表者 氏 名
	郵便番号 所在地 営業所の名称 営業所の代表者 氏 名
建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果	(発注業種 結果通知年月日・経営事項審査の総合評点)

(注) 静岡県内に、建設業法第3条に規定する営業所があることを証明する書類（建設業許可通知書（証明書）、又は、建設業の許可申請書（受付印のあるもの）の様式第1号及び別表、又は、様式第二十二号の二の写し等）を添付してください。

るものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇〇〇〇〇とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行われない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行

行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第21条 この協定書に定めない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇 外〇社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇〇〇 印

〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇〇〇 印

第6-2号様式（第25条関係）

経常建設共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇経常建設共同企業体（以下、「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は〇年とする。ただし、〇年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員の同意を得てこれを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第21条 この協定書に定めない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○○○○○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○○○○○ 印

第8号様式（第13条関係）

入札参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

特定建設工事共同企業体 様

富士宮市長

先に申請のあった下記工事に係る入札参加資格審査の結果を通知します。

記

入 札 公 告 日	年 月 日	
建 設 工 事 名		
建 設 工 事 場 所	富士宮市地内	
入 札 参 加 資 格	・認定する ・認定しない	
の 審 査 結 果	認定しない 場合の理由	

入札参加資格が認定されなかった共同企業体は、当職に対して入札参加資格が認定されなかった理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日（ ）までに、富士宮市役所契約管理課契約係へ、その旨を記載した書面を提出してください。

第9号様式（第17条関係）

特定建設工事共同企業体編成表

(名称) 特定建設工事共同企業体運営委員会	委員長 ○○○○○○ (○○建設株式会社○○) 委員 ○○○○○○ (○○建設株式会社○○) ○○○○○○ (○○建設株式会社○○)								
特定建設工事共同企業体工事事務所									
所長○○○○ (○○建設株式会社)									
工務長○○○ (○○建設株式会社)	事務長○○○ (○○建設株式会社)								
工務主任(班長) TEL	事務主任(班長) TEL								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">氏名</td> <td style="width: 50%;">会社名</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>	氏名	会社名			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">氏名</td> <td style="width: 50%;">会社名</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>	氏名	会社名		
氏名	会社名								
氏名	会社名								
工務係 TEL	事務係 TEL								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">氏名</td> <td style="width: 50%;">会社名</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>	氏名	会社名			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">氏名</td> <td style="width: 50%;">会社名</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>	氏名	会社名		
氏名	会社名								
氏名	会社名								

- ※ 1 本表の構成は標準的なものを示したものであり、役職名等も記入例である。
 2 記載内容に変更があった場合も本様式を使用し、「変更届」と明記して提出すること。

委 任 状

年 月 日

富 士 宮 市 長 宛

私は、 工事に係わる特定建設工事共同企業体
結成に関し、特定建設工事共同企業体代表者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 委任事項
- 1 入札及び見積の件
 - 2 契約締結の件
 - 3 支払の請求及び受領の件
 - 4 復代理人選任の件

委任者 所在地

商号又は名称

⑩

受任者

特定建設工事共同企業体代表者

所在地

商号又は名称

⑩

電子入札利用届 (JV 用)

年 月 日

(あて先) 富士宮市長

経常建設共同企業体／特定建設工事共同企業体

業者コード

共同企業体の名称

(届出者)

代表者 業者コード

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

構成員 業者コード

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

構成員 業者コード

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

富士宮市の電子入札に参加したいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

(添付書類)

- 1 利用者情報 (利用者登録の内容を印刷したもので、登録する I C カード情報を含むもの。)
- 2 委任状

担当者氏名 :	連絡先 ()
---------	---------